

ソ連における外国市民の法的地位
についてのソ連の法律

訳者まえがき

「ソ連における外国市民の法的地位について」のソ連の法律の施行にかんするソ連最高ソビエトの決定

ソ連における外国市民の法的地位についてのソ連の法律

一 総 則

二 ソ連における外国市民の基本的権利、自由および義務

三 外国市民のソ連への入国およびソ連からの出国

四 外国市民の責任。滞在期間の短縮。退去

五 雑 則

解 説

杉 浦 一 孝

訳者まえがき

『ソ連重要法令集』全二巻の日本語版（梶子恒夫監修）が近いうちに、モスクワのプログレス出版所から公刊される予定である。この法令集には、憲法典以下の重要な現行法令が収められることになっているが、一九八一年の「ソ連における外国市民の法的地位についてのソ連の法律」は取められていない。そこで、今後の研究の基礎資料として、以下に、この法律の試訳を掲載する。なお、各条中の項番号は、訳者がつけたものである。

「ソ連における外国市民の法的地位について」のソ連の法律の施行にかんする
ソ連最高ソビエトの決定

ソ連最高ソビエトは、「ソ連における外国市民の法的地位について」のソ連の法律の採択に関連して、つぎのように決定する。

第一条 「ソ連における外国市民の法的地位について」のソ連の法律を一九八二年一月一日から施行する。

第二条 ソ連最高ソビエト幹部会に、「ソ連における外国市民の法的地位について」のソ連の法律にしたがってソ連邦の立法をおこなうことを、委任する。

ソ連最高ソビエト幹部会議長

エリ・ブレジネフ

ソ連最高ソビエト幹部会書記

エム・ゲオルガーゼ

モスクワ、クレムリ

一九八一年六月二四日

ソ連における外国市民の法的地位に

ついでソ連の法律

一 総 則

第一条 ソ連における外国市民

① ソ連において、ソ連市民でなく、自分が外国の国籍をもっていることを証明できる者は、外国市民とみなされる。

② ソ連憲法にしたがい、ソ連における外国市民は、法律の定める権利および自由を保障される。

第二条 ソ連における外国市民の法的地位についての法令

① ソ連における外国市民の法的地位についてのソ連邦の法令は、この法律および、ソ連憲法にしたがい、ソ連における外国市民の法的地位を定めるソ連邦のその他の法令からなる。

② ソ連邦の法令および連邦構成共和国憲法により、連邦構成共和国の管轄に属する外国市民の法的地位の問題は、連邦構成共和国の法令が解決する。

③ ソ連における外国市民の法的地位は、別にソ連の条約により、定めることができる。

第三条 ソ連における外国市民の法的地位の原則

① ソ連における外国市民は、ソ連市民と同一の権利をもち、かつ、同一の義務をおう。ただし、ソ連憲法、この法律その他のソビエトの法令に別段の定めがあるときは、このかぎり

でない。

② ソ連における外国市民は、出生、社会的地位、財産状態、その属する人種もしくは民族、性、教育程度、言語、宗教にたいする態度、職業の種類および性格またはその他の事情にかかわらず、法律のもとで平等である。

③ ソ連大臣会議は、ソ連市民の権利および自由に特別の制限を課している国家の市民にたいして、相互主義的な制限を設けることができる。

④ ソ連における外国市民は、権利および自由の行使により、ソビエト社会および国家の利益ならびにソ連市民および他の者の権利および法益に損害をあたえてはならない。

第四条 ソ連憲法を尊重し、ソビエトの法律を遵守する義務

① ソ連において外国市民にあたえられる権利および自由の行使は、その者によるソビエトの法令の定める義務の履行と不可分である。

② ソ連にいる外国市民は、ソ連憲法を尊重し、ソビエトの法律を遵守し、社会主義的共同生活の規則ならびにソビエト人民の伝統および習慣を尊重する義務をおう。

第五条 ソ連に永住する外国市民と一時的に滞在する外国市民

① 外国市民は、内務機関の交付する永住許可書および居住証

明書を所持するとき、ソ連に永住することができる。

② 他の適法な理由により、ソ連にいる外国市民は、ソ連に一時的に滞在する外国市民とみなされる。これらの者は、所定の手続により、自分の旅券またはこれにかわる身分証明書を提示して滞任者登録をし、決められた滞在期間が経過したときは、ソ連から出国する義務をおう。

第六条 避難所の提供

① ソ連および連邦構成共和国は、勤労者の利益もしくは平和の事業の擁護、革命運動もしくは民族解放運動への参加または進歩的な社会・政治的、科学的もしくは他の創造的活動のため迫害されている外国市民に、避難権をあたえる。

② 避難所の提供の問題は、ソ連最高ソビエト幹部会または連邦構成共和国最高ソビエト幹部会が解決する。

二 ソ連における外国市民の基本的権利、自由および義務

第七条 勤労活動

① ソ連に永住する外国市民は、企業、施設もしくは組織において、労働者もしくは職員として働き、またはソ連市民について定められた理由および手続により、他の勤労活動に従事

することができる。

② ソ連に一時的に滞在する外国市民は、ソ連において、勤労活動に従事することができる。ただし、その者のソ連滞在の目的と両立しないときは、このかぎりでない。

③ ソビエトの法令にしたがい、個々の職に任命され、または特定の勤労活動に従事するについてソ連国籍が必要であるときは、外国市民は、その職に任命され、またはその勤労活動に従事することができない。

④ 外国市民は、労働関係において、ソ連市民と同等に権利をもち、かつ、義務をおう。

第八条 休息

ソ連にいる外国市民は、ソ連市民と共通の理由により、休息の権利をもつ。

第九条 健康保護

① ソ連にいる外国市民は、健康保護の権利をもつ。

② ソ連に永住する外国市民は、ソ連市民と同等に医療をうける。

③ ソ連に一時的に滞在する外国市民にたいする医療は、ソ連保健省の定める手続により、おこなわれる。

第一〇条 社会保障

① ソ連に永住する外国市民は、ソ連市民と共通の理由により、手当、年金および社会保障のその他の形態をうける権利をもつ。

② ソ連に一時的に滞在する外国市民は、ソ連邦の法令の定める理由および手続により、手当、年金および社会保障のその他の形態をうける権利をもつ。

③ ソ連邦の法令の定める理由および手続により、外国市民の年金裁定について一定の労働期間が必要であるときは、国外におけるその者の労働期間をこれに算入することができる。

第一条 住宅の供与

① ソ連に永住する外国市民は、ソ連市民について定められた理由および手続により、国家的および社会的住宅フォンドの家屋内の住居ならびに住宅建設協同組合の家屋内の住居を利用する権利をもつ。

② 外国市民は、自分に供与された住宅を大切にとりあつかい、住居利用規則を遵守しなければならない。

第二条 財産権と人格的非財産権

外国市民は、ソビエトの法令にしたがい、ソ連において住宅その他の財産を個人的に所有し、財産を相続し、および遺贈し、科学、文学および芸術の著作物の著作権の権利、発見

者、発明者、合理化提案者および意匠の創作者の権利ならびに他の財産権および人格的非財産権をもつことができる。

第三条 教育

① ソ連における外国市民は、ソ連邦の法令の定める手続にしたがい、ソ連市民と同等に教育をうける権利をもつ。

② ソビエトの学校への入学を許可された外国市民は、ソビエトの法令にしたがい、生徒および学生の権利をもち、かつ、その義務をおう。

第四条 文化の成果の利用

① ソ連における外国市民は、ソ連市民と同等に文化の成果の利用の権利をもつ。

② ソ連における外国市民は、歴史および文化の記念物その他の文化財を大切にとりあつかう義務をおう。

第五条 社会団体への参加

ソ連に永住する外国市民は、ソ連市民と共通の理由により、労働組合、協同組合、学術団体、文化団体、スポーツ団体その他の社会団体に加入する権利をもつ。ただし、これらの団体の規約（規程）に抵触するときは、このかぎりでない。

第六条 良心の自由

① ソ連に在る外国市民は、ソ連市民と同等に良心の自由を保

障される。

② 信仰と関連して敵意および憎悪をかきたてることは、禁止する。

第七条 婚姻関係と家族関係

① ソ連における外国市民は、ソビエトの法令にしたがい、ソ連市民もしくは他の者と婚姻をし、またはその婚姻を解消することができる。

② ソ連における外国市民は、婚姻関係および家族関係において、ソ連市民と同等に権利をもち、かつ、義務をおう。

第八条 人身および住居の不可侵

外国市民は、ソビエトの法令にしたがい、ソ連において人身の不可侵、住居の不可侵その他の人格権を保障される。

第九条 ソ連の領土内の移動と居住地の選択

外国市民は、ソ連邦の法令の定める手続にしたがい、ソ連の領土内を移動し、ソ連において居住地を選択することができる。国家の安全を保障し、公の秩序ならびに公衆の健康および道徳を保護し、ソ連市民および他の者の権利および法益を擁護するために必要があるときは、移動および居住地の選択に制限を課することができる。

第二〇条 租税

外国市民は、ソ連において、ソ連市民と共通の理由により、課税される。ただし、ソ連邦の法令に別段の定めがあるときは、このかぎりでない。

第二二条 外国市民の権利の保護

① ソ連における外国市民は、自分に属する人格権、財産権、家族にかんする権利およびその他の権利の保護のため、裁判所その他の国家機関に提訴する権利をもつ。

② 外国市民は、裁判所において、ソ連市民と同等に訴訟上の権利をもつ。

第二三条 選挙権との関係

ソ連における外国市民は、人民代議員ソビエトその他の選挙制の国家機関を選挙し、これらに選挙され、および全人民投票(レフェレンダム)に参加することができない。

第二三条 兵役との関係

外国市民は、ソ連軍の軍務に服する義務をおわない。

三 外国市民のソ連への入国およびソ連からの

出国

第二四条 ソ連への入国

① 外国市民は、有効な旅券またはこれにかわる身分証明書を

所持し、権限あるソビエト機関の交付する許可証があれば、ソ連に入国することができる。

② 外国市民のソ連への入国は、以下の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。

一 国家の安全の保障または公の秩序の維持のために必要があるとき。

二 ソ連市民および他の者の権利および法益の擁護のために必要があるとき。

三 前回のソ連滞在の時、ソ連における外国市民の法的地位についての法令、関税法、通貨法または他のソビエトの法令のその者による違反の事実が確認されたとき。

四 入国の申請をするにあたり、その者が自分について虚偽の報告をし、または必要な書類を提出しなかったとき。

五 ソ連邦の法令の定めるその他の理由にもとづくとき。

第二五条 ソ連からの出国

① 外国市民は、有効な旅券またはこれにかわる身分証明書を所持し、権限あるソビエト機関の交付する許可証を得て、ソ連から出国するものとする。

② 外国市民のソ連からの出国は、以下の各号のいずれかに該当するときは、許可されない。

- 一 その者が刑事責任を問われる事由がある場合で、まだ訴訟が終結していないとき。
- 二 その者が犯罪の実行について有罪とされた場合で、また刑期が終了していないか、または刑が免除されていないとき。

三 その者の出国が国家の安全の保障の利益に反する場合で、出国の妨げとなつている事態がまだやんでいないとき。

四 ソ連邦の法令の定めるその他の出国の妨げとなる理由があるとき。

③ 外国市民のソ連からの出国は、その者がソ連市民、他の者、国家的組織、協同組合または他の社会団体の重大な利益にかかわる財産上の義務を履行するまで、延期させることができない。

第二六条 通過

ソ連領土を通過する外国市民は、通過の規則を遵守し、所定の経路を通過して国境の出国地に行き、権限あるソビエト機関の交付する許可証があれば、ソ連の領土内に滞在することができる。

第二七条 ソ連への入国、ソ連からの出国および外国市民のソ

連領土通過の規則の制定

外国市民のソ連への入国、ソ連からの出国およびソ連領土通過の規則は、この法律およびソ連邦のその他の法令が定める。

四 外国市民の責任。滞在期間の短縮。退去

第二八条 違法行為にたいする責任の根拠

ソ連の領土内において犯罪、行政的違法行為または他の違法行為をおこなつた外国市民は、ソ連市民と共通の根拠により、責任をおう。

第二九条 ソ連滞在外およびソ連領土通過の規則の違反にたいする責任

① 外国市民は、ソ連における居住の資格証明書を所持しないで住み、もしくは無効な身分証明書にもとづいて住むこと、滞在者登録もしくは居住者登録の所定の手続、もしくは移動および居住地選択の所定の手続を遵守しないこと、もしくは決められた滞在期間が経過したときに出国を忌避することにより、ソ連滞在外の規則に違反したとき、または、ソ連領土通過の規則を遵守しなかつたときは、行政罰として、警告または五〇ルーブル未満の罰金を科せられる。

② 処罰は、内務機関がおこなう。

③ ソ連滞在外およびソ連領土通過の規則の外国市民による悪質な違反は、刑事責任をとらなう。

第三〇条 ソ連滞在期間の短縮

① ソ連における外国市民の法的地位についての法令に違反する外国市民には、その者について決められたソ連滞在期間を短縮することができる。

② ソ連における外国市民の滞在期間は、その者がひきつづき滞在する理由がなくなつたときも、短縮することができる。

③ 滞在期間の短縮の決定は、内務機関がおこなう。

第三一条 ソ連の領域からの退去

① 外国市民は、以下の各号のいずれかに該当するときは、ソ連の領域から退去させることができる。

一 その者の行為が国家の安全の保障または公の秩序の維持の利益に反するとき。

二 公衆の健康および道徳を保護し、ソ連市民および他の者の権利および法益を擁護するために必要があるとき。

三 その者がソ連における外国市民の法的地位についての法令、関税法、通貨法または他のソビエトの法令を乱暴にふみにじつたとき。

② 退去の決定は、権限あるソビエト機関がおこなう。外国市

民は、当該決定に記載された期限までに、ソ連から退去しなければならぬ。出国を忌避する者は、検事の許可のもとに逮捕され、強制手続で退去させられる。この場合、逮捕は、退去に必要な期間、認められる。

五 雑 則

第三二条 無国籍者にたいする法律の効力

この法律の規定は、ソ連における無国籍者に適用する。ただし、ソ連邦の法令に別段の定めがあるときは、このかぎりでない。

第三三条 外国元首、外国代表部の構成員および他の者の特権および免除

この法律の規定は、元首、外国の外交使節団および領事機関の構成員の特権および免除ならびに他の者の特権および免除で、ソ連邦の法令およびソ連の条約の定めるものに影響をおよぼさない。

解 説

1

一九七七年のソ連憲法は、外国人の権利および自由について、⁽¹⁾
 「外国市民および無国籍者は、ソ連において、法律の定める権利および自由を保障され、自分に属する人格権、財産権、家族にかんする権利およびその他の権利の保護のため、裁判所その他の国家机关に提訴する権利を保障される」(第三十七条第一項)と定め、その義務についても、「ソ連の領土にいる外国市民および無国籍者は、ソ連憲法を尊重し、ソビエトの法律を遵守する義務をおう」(同条第二項)と定めた。そして七七年憲法は、「ソ連は、勤労者の利益もしくは平和の事業の擁護、革命運動もしくは民族解放運動への参加または進歩的な社会・政治的、科学的もしくは他の創造的活動のため迫害されている外国人に避難権をあたえる」(第三八条)と記して、これまでの憲法典と同じように、外国人の避難権の規定をおいた。第一〇期ソ連最高ソビエト第五会期は一九八一年六月二四日、これらの憲法上の規定をうけて、「ソ連における外国市民の法的地位について

のソ連の法律」(以下、八一年外国人法と略称する。)を採択し、翌年一月一日からこの法律を施行することを決定した。⁽²⁾

これまで、ソ連における外国人の地位は、多数の個別的な法令によって規律されていた。一九一七年の十月社会主義革命から一九七〇年の末までのあいだに採択された法令で、この問題にかかわるものは一〇〇近いといわれているが、これらのなかには、現行のソ連および連邦構成共和国の基本民法、基本結婚家族法、基本保健法などの基本諸法、これらにもとづいてロシア連邦共和国でつくられた各法典なども当然ふくまれている。ある社会関係が多くさまざまな法令によって個別的に規制されている場合、そこには、法の欠缺や内容の重複などによって法令の適用上一定の困難が生じ、そのため関連諸法令の整備と体系化、さらには法典化の必要性が認識されてくることになる。外国人の地位の法的規制の領域においても、このことはいえる。⁽³⁾
 八一年外国人法案がソ連最高ソビエトに提出された時、「この法案の目的」としてあげられたのは、「外国市民の法的地位の基本的諸問題を単一の法令に定めること」(傍点引用者。以下、断りのないかぎり同じ。)であった。ソ連において、「外国市民の法的地位の基本的諸問題」をすべて定めるような法律は、この八一年外国人法が最初である。⁽⁴⁾このように、同法の制定は、

外国人の地位を規律する諸法令の体系化を目的としているが、これは、社会主義的適法性の強化という一九五〇年代後半以降の基本路線にもとづくものである。現在進行中の『ソ連法律集成』全一二巻の出版は、その基本路線の今日における集約的表現である。八一年外国人法は、この『ソ連法律集成』の第二編第九章「外国市民および無国籍者」に、関連諸法令のいわば「基本法」として入れられることになっている。⁸⁾

この法律の制定の背景に、国際交流の拡大と発展、それにもなう外国人入国者数の増加という現実があることはいうまでもない。同法が制定されるまでの五年間に、ソ連を訪れた外国人は二、五〇〇万人にのぼり、またその制定当時、ソ連の高等教育機関には七万二、〇〇〇人の留学生在がいたといわれている。⁹⁾外国人の入国者数と滞在者数の増加は、人権問題の国際化という現象とともに、実務上問題のある関連諸法令の改善とその整備を要求することになる。これは、社会主義的適法性の強化の要求にほかならない。以下で、八一年外国人法の基本的特徴と問題点を指摘し、若干の理論的問題に簡単な説明をくわえておくことにしよう。¹⁰⁾

2

八一年外国人法の第一の基本的特徴は、内外人平等の原則が明言されていること、いいかえれば、外国市民に内国民待遇が提供されていることである。これは、「ソ連における外国市民の地位の最初の原則」¹¹⁾である。同法は、「ソ連における外国市民は、ソ連市民と同一の権利をもち、かつ、同一の義務をおう」(第三条第一項)と記して、その原則を明示している。これにたいする例外として、外国市民のある権利の制限ないし否認、またある義務の免除が認められていることはいうまでもない。同項は、そのただし書で、「ソ連憲法、この法律その他のソビエトの法令に別段の定めがあるときは、このかぎりでない」として、そのことを確認している。もちろん、「別段の定め」を設ける場合、それが、国家の対内的権限であるにせよ、無制限にできるとは解されていない。国際人権規約などに具体化されている「人権保護の原則」をはじめとする現代国際法の基本原則、またソ連が参加している条約の規範を遵守しなければならない¹²⁾と主張されているのである。

八一年外国人法によると、外国市民は、ソ連市民と等しく、

休息の権利(第八条)、教育の権利(第一三条第一項)、文化の成果の利用の権利(第一四条第一項)、良心の自由(第一六条第一項)、人身および住居の不可侵(第一八条)などを保障されるとともに、税を課せられることになっている(第二〇条)。労働の権利(第七条第一項および第二項)、健康保護の権利(第九条第二項および第三項)および社会保障の権利(第一〇条第一項および第二項)については、類型化された外国市民の種類によってその保障の程度が異なる。一方は、ソ連市民と等しく、これらの権利を保障されるが、他方は、ある程度制約をうけることになる。たとえば、労働の権利は、「ソ連滞在の目的」と両立するかぎりで保障されるにとどまり、また社会保障の権利も、別に「ソ連邦の法令の定める理由および手続」によって保障されるのである。

ここで、内外人平等の原則にたいする例外をいくつかみておくことにしよう。まず第一は、外国市民一般の移動および居住地の選択にたいする制限である。⁽¹³⁾ 八一年外国人法によると、「外国市民は、ソ連邦の法令の定める手続にしたがい、ソ連の領土内を移動し、ソ連において居住地を選択することができる」(第一九条前段)。しかし、「国家の安全を保障し、公の秩序ならびに公衆の健康および道徳を保護し、ソ連市民および他の者

の権利および利益を擁護するために必要があるとき」は、移動および居住地の選択の自由は制限されるのである(同条後段)。

この制限規定は、市民的および政治的権利にかんする国際規約(いわゆる国際人權規約のB規約)の第二三条第三項ただし書を範にしており、その内容は、後者のそれとほぼ同じである。国際人權規約のB規約は、「すべての者」が「移動の自由および居住の自由についての権利」をもつことを認める(第一二条第一項)とともに、「法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳または他の者の権利および自由を保護するために必要であり、かつ、この規約において認められる他の権利と両立するものである場合」には、その権利が制限をうけることも認めている(同条第三項ただし書)。右の「すべての者」のなかに外国人がふくまれることはいうまでもない。ここで問題となるのは、「国の安全、公の秩序……」以下の文言が制限事由としては一般的にすぎるといふ点である。「法律」によって制限するにしても、その制限がこのような一般的、抽象的な文言によるものであるならば、「移動の自由および居住の自由についての権利」は、不当な制限をうける危険にさらされることになる。したがって、「法律」によって制限する場合、それは、「制限の限界」が確定しうる具体的で明確な基準によるも

のでなければならぬのである。⁽¹⁴⁾

右のことを前提とすると、八一年外国人法第十九条は問題をふくんでいるといえる。同条後段は、制限の目的を示すかたちで、移動および居住地の選択の自由を制限しており、しかもそれは一般的、抽象的な表現によつてゐる。このことから、この制限規定は、関係機関にいわば自由裁量をあたえ、その結果、移動および居住地の選択にたいする関係機関の恣意的な制限をもたらずおそれのある規定であるといわざるをえない。もっとも、同条前段の「ソ連邦の法令の定める手続にしたがい」という文言中の「法令」が、その制限規定の具体化などを内容とする実体的規定もふくむものであるならば、この「法令」の内容を検討しないかぎり、右のように評価することはできない。これにたいして、その「法令」がただ移動または居住地変更の申請の手続だけを定めるものである場合には、その制限規定にたいする右のような評価は妥当するといえる。

内外人平等の原則にたいする第二の例外は、特定の労働分野におけるその権利の制限ないし否認である。八一年外国人法によると、外国市民は、「ソビエトの法令にしたがい、個々の職に任命され、または特定の勤労活動に従事するについてソ連国籍が必要であるときは」、「その職に任命され、またはその勤

労活動に従事することができない」(第七条第三項)。つまり、ある労働の分野について「法令」に国籍要件の規定があるときには、外国市民は、その労働の分野から排除されるのである。たとえば、今日、外国市民は、ソ連空法典⁽¹⁵⁾、ソ連海商法典⁽¹⁶⁾により、原則として、それぞれ航空機の乗員と船舶の乗組員になることはできないが、「ソ連大臣会議の定める手続」にもとづく例外措置が法令上認められている(空法典第十九条および海商法典第四十一条第一項)。しかし、ソ連領事定款⁽¹⁷⁾、国家公証人事務所法⁽¹⁸⁾により、領事官や国家公証人には絶対になることができず(領事定款第一四条および国家公証人事務所法第五条第一項)、また検察庁、内務省の諸機関および国家保安委員会においても職につくことはできないのである。外国におけるソ連およびソ連市民の権利と利益の保護などを職務とする機関、契約その他の法律行為の認証や相続権存在の証明などの公証行為を職務とする機関、さらに国家の強制的・暴力的機能の直接の担い手、社会主義的適法性の遵守にたいする監督権限の重要な担い手から外国市民を除外することは、今日、一般に認められると思われ⁽²⁰⁾。その他ソ連空法典などのように、「法令」がある労働の分野から外国人を原則として排除していることが合理的であるか否かについては、その例外措置の内容を個別具体的に検討し

なければ、判断することはできないであろう。

第三の例外は、一定の政治的権利の否認である。八一年外国人は、「ソ連における外国市民は、人民代議員ソビエトその他の選挙制の国家机关を選挙し、これらに選挙され、および全人民投票（レフェレンダム）に参加することができない」（第二二条）と記して、外国市民に選挙権、被選挙権および全人民投票への参加の権利をあたえていない。とくに被選挙権の否認は、外国市民が各級ソビエトの代議員や裁判官にならないことを意味し、そのかぎりでは、第二の例外に属する側面もつものといえる。国家権力の直接の担い手、また現実の争訟を解決するための法の解釈および適用の担い手から外国市民を除外することも、一般に認められるといえる。

ところで、かつてソ連においては、選挙権および被選挙権をふくむ政治的権利が外国人の一部にあたえられていた。一九一八年のロシア連邦共和国憲法は、この点について、つぎのように定めている。「あらゆる民族の勤労者の連帯から出発して、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国は、ロシア市民のもつあらゆる政治的権利を、ロシア共和国の領土内に勤労的な仕事に従事するために住み、労働者階級または他人の労働を利用しない農民階級に属している外国人にあたえ、また面倒な手続をいっ

さいぬきにして、このような外国人にロシアの国籍をあたえる権利を、地方ソビエトにたいして認める」（第二〇条）。そして一八年憲法は、とくに、「ロシア市民でない者」でも、右のような外国人は「積極的および消極的選挙権を行使する」（第六四条の注二）と記して、選挙権および被選挙権を外国人の一部にあたえることをあらためて明示している。つまり、「外国人、勤労者」には、「階級的連帯」または「すべての勤労者の連帯」の原則にもとづいて、ソビエトの「勤労市民」と同じ法的処遇があたえられ、「ロシア市民のもつあらゆる政治的権利」が保障されたのである。⁽²¹⁾市民であること―国籍よりも、勤労者であること―所屬する階級を重視する考え方である。これは、法的次元において、プロレタリア革命としての十月革命の国際主義的性格を無媒介的に反映したものと見えるが、ともあれ、このような考え方は、一八年憲法第二〇条の該当部分の表現を若干修正したかたちで、それぞれ一九二四年、三〇年、そして三一年のソ連国籍法⁽²²⁾においても規範化されていくのである。たとえば、一九三一年のソ連国籍法は、その第六条で、「ソ連邦の領域内に勤労的な仕事に従事するために住んでいる外国市民の労働者および農民は、ソ連邦の市民のもつあらゆる政治的権利を行使する」と定めた。しかし、このような規定は、三六年憲法

の成立、これをうけて制定された一九三八年のソ連国籍法⁽²³⁾にはない。このことは、一九三〇年代の半ばごろに、右のような考え方から、八一年外国人法第二条に表現されている考え方に転換していったことを示しているが、選挙権などについて、今日のような全面否定に等しい考え方が妥当であるか否かは、別に検討を要する問題である。⁽²⁴⁾

3

八一年外国人法の第二の基本的特徴は、ソ連における外国市民を二つの類型に分け、これらにたいして相異なる法的処遇をあたえていることである。⁽²⁵⁾ 第一は、ソ連に永住する外国市民である。同法は、「外国市民は、内務機関の交付する永住許可書および居住証明書を所持するとき、ソ連に永住することができ」(第五条第一項)と定めているが、これによると、永住外国市民というのは、内務機関から永住許可書および居住証明書の交付をうけた者である。第二は、ソ連に一時的に滞在する外国市民である。同条第二項によると、この一時的滞在者とみなされるのは、「他の適法な理由により、ソ連にいる外国市民」である。このように類型化された外国市民の種類によって、労働

の権利をはじめとする若干の権利の保障の程度が異なるということについては、すでに簡単にふれた。八一年外国人法では、さらに、永住外国市民だけに保障される権利の存在が認められている。それは、住居の利用の権利(第一条第一項)と社会団体への加入の権利(第一五条)である。労働の権利、健康保護の権利、社会保障の権利といった社会・経済的権利、そして右のような権利を、ソ連市民と等しく、永住外国市民に保障するのは、永住外国市民にソビエト社会を構成する一員としての側面があり、そのため、国籍要件の「合理性」が認められる場合をのぞいて、ソ連市民と同じ法的処遇をかれらにあたえるべきであるという考え方によるものと思われる。以上のことは、基本的に、無国籍者についてもいえることである。⁽²⁶⁾

ところで、外国人を分類することは、ソビエト権力の初期からおこなわれていたといわれているが、分類それ自体が法令上規定されたのは、一九二六年のことである。同年九月三日付のソ連中央執行委員会および人民委員会議の決定は、ソ連における外国人をつぎのように類型化している。第一は、ソ連に「住所」をもつ外国人である。同決定によると、この第一の類型に属する外国人とみなされるのは、外国の国籍をもちながら、「ソ連邦に適法に住み、かつ、ソ連邦の領土内で一八箇月以上工

業、商業、手工業または法律により禁止されていないその他の活動に従事している」者である(第二二条)。第二は、一時的に滞在する外国人であり、これには、右の外国人以外の者がすべてふくまれる(第三二条)。このような類型化は、それぞれの外国人の権利の範囲を確定するときの「出発点」⁽²⁹⁾となり、一九六七年にその決定が廃止されたのちも、個別法令において引き継がれていくことになる。たとえば、一九六九年に制定されたソ連および連邦構成共和国の基本保健法は、外国人にたいする医療について、「ソ連に住所をもつ、外国市民および無国籍者は、ソ連市民と同等に医療をうける」(第三二条第六項)とし、他方、「ソ連に一時的に滞在する、外国市民および無国籍者にたいする医療は、ソ連保健省の定める手続によりおこなわれる」(同条第七項)と記している。外国人をソ連に「住所をもつ」者と「一時的に滞在する」者に分け、これらにたいして相異なる手続で医療をうけることを保障するのである。この基本保健法はまた、外国人の医療業務および薬事業務への従事についても、その類型化にもとづいて、「ソ連に住所をもつ、外国市民および無国籍者」だけに、「ソ連の該当する高等または中等専門教育機関において、専門家として養成され、称号をえた」場合、ソ連の領土内で「その専門と称号に該当する医療業務および薬事業務」

をおこなうことを認めている(第一二条第二項)。

このように滞在の期間および目的、いかえれば、定住性の有無を基準とする外国人の類型化は、表現が若干ちがうにせよ、八一年外国人法に継承され、今日、「ソ連におけるいわゆる『外国人法』の一般規範」⁽³³⁾となっているのである。ただし、同法がそれまでの「住所をもつ」という文言を「永住する」というそれに改めたことについては、検討する必要があるであろう。もちろん、このなかで、永住許可申請にたいする許否基準はどのようなものかという点も問題となってくることになる。

4

八一年外国人法には、またふれなければならない基本的特徴として、法律のもとでの平等(第三条第二項)、権利・自由と義務との統一(第四二条)がある。また、出入国の許可手続の規定(第二四二条および第二五二条)、違法行為にたいする責任の規定(第二八二条ないし第三二二条)など、検討しなければならぬ重要な規定もある。しかし、これらの検討は別の機会に譲ることにして、ここでは、ある別の理論的問題にふれるだけにしておきたい。

七七年憲法は、「人民の利益にしたがい、社会主義体制を強

化し、發展させる目的」で、ソ連市民に「言論、出版、集会、大衆集会、街頭行進および示威行進の自由」、すなわち表現の自由を保障している(第五〇条第一項)。ソビエト憲法学では、表現の自由は一般に、憲法上の権利を四つに分類したとき、その一つである「政治的権利および自由」のグループに属するものとして位置づけられているが、八一年外国人法には、この表現の自由が外国人にも保障されるということを明白に示す規定がない。最初に引用したように、七七年憲法によると、外国人に保障されるのは、「法律の定める権利および自由」である(第三七条第一項)。したがって、問題は、その「法律」の一つであり、しかもこの領域でのいわば「基本法」である同法が表現の自由の保障を明示していないことについて、それが外国人に表現の自由を保障しないことの根拠となるかどうかという点である。今日、この問題をめぐって見解は対立しているように思われる。たとえば、一九八二年発行の七七年憲法のコンメンタールは、第三七条の注釈のなかで、八一年外国人法の内容に言及しているが、外国人にも表現の自由が保障されるかどうかについてはまったくふれていない。³⁵⁾このことは、このコンメンタールが外国人にたいして表現の自由を否認する立場をとっていることを示しているといえる。

他方、今日、これと異なる見解が存在するが、まず、八一年外国人法制定前にベ・エヌ・トボルニンが、結社の権利だけでなく、「外国市民にはまた、憲法規範にしたがって、言論、出版、集会、行進および示威の自由が与えられているのである」と主張していたことに注目する必要がある。なぜなら、ここで七七年憲法のもとで外国市民に表現の自由が保障される根拠としてあげられているのが、ある「法律」の規定ではなく、「憲法規範」であるからである。この主張の背景には、つぎのような表現であらわされる一つの理論動向があるといえる。「憲法上の若干の権利は、部門別法令にくわしい規制の規定がなく、市民の行為において直接に実現される(たとえば、言論、大衆集会、集会、街頭行進および示威行進の自由)。しかし、この事情は、いうまでもなく、上述の憲法上の権利の実現を志向する具体的行為の保護を拒否する根拠とはならない」。³⁷⁾もつとも、ここで例としてあげられている一連の表現の自由の実現を完全に保障するためには、法律において、これらの自由の具体的内容と限界を明確にするとともに、その行使の手続を定めることが必要であるとされている。³⁸⁾法律を自由の実現形態とする考え方であるが、いわれていることがいまだ一般的であり、したがって、そこには不明な点が多い。それはさておき、ここで指摘

しておかなければならないのは、表現の自由（ただし、出版の自由はのぞく）を実現するための「くわしい規制の規定」が法律以下の下位法になくても、ソ連市民は、七七年憲法第五〇条から直接に、これらの自由を行使することができると思われていることである。トボルニーンは、このような理論動向の文脈のなかで主張していたといえるが、かれの主張は、さらに一歩すすんで、外国人にも一般に、憲法から直接に表現の自由が保障されることを認めるものであった。

このように外国人にも表現の自由を認める主張は、八一年外国人法制定後の今日もみられる。⁽³⁹⁾そこでは、七七年憲法第三七条第一項の「法律の定める権利および自由」という先の文言にはとらわれず、表現の自由の性質と機能から、外国人もその主体となりうる主張されているのである。エリ・エヌ・ガレンスカヤはまず、議論の出発点として、この表現の自由をふくむ「政治的権利および自由」という概念を、「権利」と「自由」の実現の仕方のちがいという視点から見直し、「政治的権利」と「政治的自由」を区別することの必要性を指摘する。⁽⁴⁰⁾ガレンスカヤによると、「政治的権利」（たとえば、選挙権、被選挙権など）は、一定の年齢に達することなど、「法律に定める条件」が満たされたときにはじめて「市民の主観法」、すなわち「市

民がただちに実現することができる権利」となり、他方、「政治的自由」（たとえば、言論の自由、示威行進の自由など）は、つねに「市民の主観法」であり、したがって「いつでも実現される」。「政治的権利」と「政治的自由」の「基本的な差異」はまさにここに存するのであり、これは、それぞれの「その他の特徴」をもたらすことになる。⁽⁴¹⁾ここで、「政治的権利」と「政治的自由」の「その他の特徴」が、それぞれその機能と目的から説明されているが、このなかで注目しなければならぬのは、つぎのような主張である。「政治的権利は、勤労者を国家の管理に引き入れるという一つの目的を追求するのにたいして、自由は、人間の人格をもっと全面的に発達させるためにあたえられる。たとえば、言論の自由は、国家の管理の改善だけでなく、市民の文化水準の向上などにも寄与するのである」。⁽⁴²⁾

以上のことから、ガレンスカヤは、「政治的権利および自由」概念では「権利」と「自由」のちがいをとらえることができず、そのため「政治的権利」と「政治的自由」を区別する必要があるとするが、それにとどまらず、「権利」と「自由」のちがい、さらに「自由の本質」をもっと正しくあらわすためには、「政治的自由」という用語よりも、むしろ「民主主義的自由」というそれを使用すべきであると提唱するのである。そして、つづ

けてつぎのように記している。「實際、どの国家においても民主主義的自由は、政治的権利よりも、もっと広範囲の人にあたえられており、政治的権利をもつのは、ほとんど当該国家の市民だけである」⁽⁴³⁾。この論者においては、外国人に「広範な民主主義的自由(言論、出版、集会および示威行進の自由)⁽⁴⁴⁾」を保障することを認める根拠は、まさにこの「民主主義的自由」―表現の自由の性質と機能にもとめられているのである。

このように外国人に表現の自由を認める論者も、それが無制限に行使されることまで認めているわけではもちろんない。ここでは、それにはたいする制約が肯定され、その一般的な根拠は、八一年外国人法第三条第四項にもとめられている⁽⁴⁵⁾。同法は、

「ソ連における外国市民は、権利および自由の行使により、ソビエト社会および国家の利益ならびにソ連市民および他の者の権利および法益に損害をあたえてはならない」と記して、外国市民の「権利および自由の行使」にたいする制約の一般的な根拠を提供している。表現の自由は、この一般的制約原理のもとで、具体的に規制をうけることになるが、その方法については、実定法上、裁判所による事後規制(刑事犯にたいする司法的規制)が中心になるといえる。たとえば、ロシア連邦共和国では、この事後規制の主たる根拠規定として、現行の刑法典の第七〇

条(反ソビエト的煽動および宣伝の罪)、第一九〇条の一(ソビエトの国家体制および社会体制を誹謗する故意の虚言の流布の罪)、第一九〇条の三(公の秩序をみだす集団的行為の組織またはそれへの積極的参加の罪)があげられる。第七〇条と第一九〇条の一は、とくに言論および出版の自由の行使を事後的に規制することを目的とし、他方、第一九〇条の三は、屋外集会、街頭行進および示威行進の事後規制を目的としたものであるといえる。これらは、それぞれの犯罪の構成要件がいまいであるため、取締機関、検察機関、そして裁判所に広範な裁量をおたえる結果となっており、その運用しだいでは、表現の自由が不当に制限されるおそれのある規定であるといわざるをえない⁽⁴⁶⁾。

すでにふれたように、今日、表現の自由の実現を完全に保障するためには、法律において、これらの自由の具体的内容と限界を明確にするとともに、その行使の手続を定めることが必要であると主張されている。さらに、表現の自由がその実現過程において侵害されたときの救済手続の制定の必要性も指摘されている。これは、七七年憲法がソ連市民にたいして行政活動を裁判所に提訴する権利を認めたこと(第五八条第二項)⁽⁴⁷⁾との関連で指摘されている点である。このような議論は、表現の自由の規制にかかわる主要な規定ないし法令として、右にみたような

問題のある刑法典の当該諸規定しかないことを理由に、関係機関が「言論、集会、示威行進などの自由を軽視することへの批判をふくんでいる」といえる。⁽⁴⁸⁾しかし、とくに、そこで自由の実現形態とされている法律がどのような理念あるいは原理にもとづいて制定されるかということは、きわめて重要な問題であり、場合によっては、論者たちの意図に反して、表現の自由の実現を完全に保障するために制定されたはずの法律が、逆に、表現の自由を抑圧する法律に転化することにもなりかねないものである。外国人にも表現の自由を認める立場にたつならば、これらのことは、外国人にたいするその保障のあり方の問題においても基本的にいえる。今後、このような新しい理論動向がどのように展開していくか、この点に注目していく必要がある。以上、八一年外国人法について少し長めの解説をしてきたが、現行の外国人法制およびそれをささえる法原理の詳細な検討は、ほかの残された課題の検討とともに、関連諸法令の整備とその体系化という作業が終了して、『ソ連法律集成』の第二編第九章「外国市民および無国籍者」が公にされた段階でおこなうことにしたい。

(1) ソ連では、一九三八年のソ連国籍法の制定まで、実定法上「無国籍者」概念が認められておらず、同法においてはじめて認められ

ることになった。つまり、法制上、外国人が「外国市民」と「無国籍者」に区別されることになったのである。紹介した一九八一年の「ソ連における外国市民の法的地位についてのソ連の法律」も、このように外国人を区別しているが、それらの法的処遇は、「ソ連邦の法令に別段の定めがあるとき」(第三卷)以外は同じである。したがって、以下の解説で、「外国人」という用語ではなく、「外国市民」というそれを使っている場合でも、とくに追加の説明がないかぎり、そこでのべていることは、基本的に、「無国籍者」についてもいえるということをあらかじめ明らかにしておきたい。

(2) 『ソ連最高ソビエト公報』モスクワ、一九八一年、第二六号、法令第八三七号をみよ。

(3) ヴェ・エフ・グウビン「新ソビエト憲法とソ連における外国人の地位」『ソビエト国際法年報—一九七九年』モスクワ、一九八〇年、八三頁をみよ。

(4) 同上をみよ。

(5) ソ連大臣会議副議長兼代議員エヌ・ヴェ・タルイジン「ソ連における外国市民の法的地位についてのソ連の法律案にかんする報告」『イズベスチヤ』一九八一年六月二五日付。

(6) この八一年外国人法の制定にあたっては、東ヨーロッパ諸国のこの分野における立法上の経験が利用されたといわれている(連邦会議外交委員会書記兼代議員ヴェ・ヴェ・ザグラーディン「ソ連における外国市民の法的地位についてのソ連の法律案にかんする連邦会議および民族会議の外交委員会および法令提案委員会の合同補足報告」『イズベスチヤ』一九八一年六月二五日付)が、研究としてはつぎのものがある。ア・エム・アルブズキン「ヨーロッパ社会主

義諸外国における外国人の基本的権利および義務の法令上の規制の諸問題」『モスクワ大学—第二シリーズ・法』モスクワ、一九八〇年、第三号。

(7) この点については、稲子恒夫「ソ連法律集成について」『窓』ナウカ社、第三四号、二〇頁以下をみよ。

(8) エス・ヴェ・ミローノフ「ソ連における外国市民の法的地位」『ソビエト国家と法』モスクワ、一九八二年、第三号、九九頁をみよ。

(9) エリ・ラーザレフ、エリ・ステンシェンコ「ソ連における外国市民の法的地位についての法律」『社会主義的適法性』モスクワ、一九八一年、第一〇号、一七頁をみよ。その他ソ連に永住する外国人がいるが、その人数は不明である。

(10) 外国人によるソ連国籍の取得、すなわちソ連への帰化については、一九七八年のソ連国籍法（小田博、二宮正人共訳「ソヴィエト連邦国籍法」『ジュリスト』第六九八号所収が定めているが、ここではふれないことにする。

(11) ミローノフ、前掲論文、九九—一〇〇頁。

(12) このことは、「別段の定め」を設ける場合にとどまらず、外国人の法的地位一般を定める場合にもいえる。この点については、つぎのものをみよ。エリ・エス・ガレンスカヤ「ソ連における外国人の法的地位」モスクワ、一九八二年、一三頁。

(13) ソ連市民の「居住・移転の自由」とそれに関する規制については、新美治一「居住・移転の自由」と国内パスポート制度」藤田勇編『社会主義と自由権』法律文化社、一九八四年をみよ。

(14) 法学セミナー五月号臨時増刊『国際人権規約』日本評論社、一

九七九年、一六三頁をみよ。なお、国連人権委員会での審議においても、この第一二条第三項の制限規定は、「国家に対し法律によりさえすればその国家が望むいかなる制約をも課しうる権能をあたえた」と解釈されてはならない旨合意されていた」（同上）といわれている。

(15) 『ソ連最高ソビエト公報』モスクワ、一九六一年、第五二号、法令第五三八号。

(16) 『ソ連最高ソビエト公報』モスクワ、一九六八年、第三九号、法令第三五一号。

(17) 『ソ連最高ソビエト公報』モスクワ、一九七六年、第二七号、法令第四〇四号。

(18) 『ソ連最高ソビエト公報』モスクワ、一九七三年、第三〇号、法令第三九三号。

(19) エリ・エス・ガレンスカヤ「ソ連における外国人の法的地位」モスクワ、一九八二年、八三頁をみよ。

(20) 日本においても、これらの機関や担い手から外国人を除外することは憲法上許されるとする見解が一般的である（たとえば、大沼保昭『外国人の人権』論再構成の試み』法協百年論集』第二巻、有斐閣、一九八三年、四〇六頁）。

(21) ペ・ストゥーチカ編『国家および法の百科全書』第二巻、モスクワ、一九二五—一九二六年、一九八二—二〇〇頁をみよ。

(22) 『ソ連政府法律処分集』モスクワ、一九二四年、第二三三号、法令第二〇二号。同上、一九三〇年、第三四号、法令第三六七号。同上、一九三二年、第二四号、法令第一九六号。

(23) 『ソ連最高ソビエト公報』モスクワ、一九三八年、第一一号。

(24) 今日、日本においては、一九七六年のスウェーデンの選挙法および一九七八年のスペイン憲法が、外国人にたいして、地方選挙における選挙権を保障したことなどをふまえて、「主権の保持者である国民のみが参政権をもつというドグマ」(萩野芳夫『基本的人権の研究』法律文化社、一九八〇年、二五四頁)に疑問が投げかけられている。萩野は、「参政権の根拠」を、「国家の構成員からではなく、社会の構成員であることから、社会の民主的運営に参与させることが、最も社会生活の安定と向上をはかる途であるという点」にもとめて、少なくとも「地方選挙における参政権」は外国人にも認めようとしている(同上、二五四―二五五頁)。ここには不明確な点がいくつかみられるが、検討に値する見解といえる。また、「ヴェルテンシュラクの理論的提言、すなわち従来と異なつて外国人をも一定程度に包含した統合の考え方である『部分的統合』論」を紹介している斎藤靖夫も、「自治体レヴェルで外国人に参政権そのものを与えること」についての可能性を示唆している(斎藤「外国人と平等」『公法研究』第四五号、九一頁)。

(25) 八一年外国人法は、七七年憲法第三八条をうけて、外国市民の避難権の規定をおいている(第六条が、この避難権をあたえられた外国市民の法的地位について、具体的なことは何も記していない。エリ・エヌ・ガレンスカヤによると、引渡しの禁止、追放の制限、迫害の理由となつた諸活動の継続の容認など、いずれかの類型に属するその他の外国市民の法的地位と若干異なる点があるが、「その者の居住のために正常な状態をつくりだす権利」は同等に保障されている(ガレンスカヤ、前掲書、三三―三四頁)。なお、ここでは、避難権をあたえられた外国市民とその法的処遇についてはふれない

ことにする。

- (26) ミローノフ、前掲論文、一〇―一〇二頁をみよ。
- (27) たとえば、同上、九八頁をみよ。
- (28) 『ソ連政府法律処分集』モスクワ、一九二六年、第五九号、法令第四三九号。
- (29) ミローノフ、前掲論文、九八頁。
- (30) 『ソ連最高ソビエト公報』モスクワ、一九六七年、第二〇号、法令第二六三号。
- (31) 『ソ連最高ソビエト公報』モスクワ、一九六九年、第五二号、法令第四六六号(稲子恒夫、片山良一共訳「ソ連の基本保健法」『法政論集』第五七号所収)。
- (32) これらの規定が、表現を若干変えながら、八一年外国人法にそれぞれ第九条第二項、第三項として入れられているのである。
- (33) ミローノフ、前掲論文、九八頁。
- (34) この点については、稲子恒夫「ソ連憲法と個人の自由、行政」藤田勇編『社会主義と自由権』法律文化社、一九八四年、四一―四二頁をみよ。
- (35) ベ・エヌ・ポノマリヨフ監修『ソ連憲法―政治的・法的コンメンタール』モスクワ、一九八二年、一三三―一三六頁をみよ。
- (36) トボルニン(畑中和夫監訳)『ソビエト憲法論』法律文化社、一九八〇年、一五一頁。
- (37) 『社会主義社会における個人の権利』モスクワ、一九八一年、九三頁。
- (38) たとえば、『発達した社会主義社会の条件のもとでのソビエト国家』モスクワ、一九七八年、九九頁、『ソ連における個人の憲法

的地位」モスクワ、一九八〇年、二二二、二二五頁をみよ。

(39) すでにみたように、八一年外国人法は、総則規定として、内外人平等の原則の規定をおいている(第三条第一項)。同法には、外国人に表現の自由を認めることを明白に示す規定だけでなく、反対に、表現の自由を否認する明示規定もない。これは、おそらく、同法の制定のさい、外国人にも表現の自由を認めるかどうかをめぐって意見の対立があり、最後までその対立がとけなかったためであろう。

妥協の産物ともいえるが、ともあれ、ここから、同法第三条第一項を採用して、外国人にも表現の自由が保障されるということを主張することもできる。しかし、以下で紹介する見解は、このような解釈論を直接に展開しているわけではない。ただ暗黙のうちに、それを前提としていられると思われる。

(40) ガレンスカヤ、前掲書、二五―二六頁をみよ。

(41) 同上、二六頁をみよ。

(42) 同上、二七頁。

(43) 同上をみよ。

(44) 同上、二九頁。

(45) 同上、二七―二八頁をみよ。

(46) この点については、藤田勇『社会主義社会論』東京大学出版会、一九八〇年、一九六―一九八頁、竹森正孝「表現の自由―その1 出版・芸術表現の自由」藤田勇編『社会主義と自由権』法律文化社、一九八四年、一二〇―一二二頁、杉浦一孝「表現の自由―その2 集団的行動の自由」同上書、一四四頁をみよ。

(47) この点もふくめて、七七年憲法第五八条第二項をめぐる議論などについては、市橋克哉、「ソ連邦における行政にたいする司法審査

―一九七七年ソ連憲法と行政裁判(一)(二)』『法政論集』第九六号、第九七号をみよ。

(48) 稻子、前掲論文、五六頁。ただし、出版の自由については状況が異なる。同上、五六頁以下、竹森、前掲論文、二九頁以下をみよ。